

### ⑬ 子猫のミルクボランティアにご協力ください

問・申 県動物指導センター 動物愛護課 TEL 0296-72-1200

県動物指導センターでは、収容された子猫の譲渡を促進するため、乳飲み子猫を譲渡に適した時期まで一時飼養していただくボランティアを募集しています。

興味のある方は、直接お問い合わせください。

### ⑭ 移送サービスの活動にご協力ください

問・申 笠間市社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター TEL 0296-78-3939

交通機関を利用することが困難な方を対象に実施している移送サービスは、皆さんの参加と協力によって助け合い、支え合いながら活動する有償サービスです。活動を充実させるため、ご協力をお願いします。

**活動内容** バス、タクシー、デマンドタクシーなどの利用が困難な方を病院等へ送迎します。

**サービス対象者** 要支援・要介護認定者および総合事業対象者、障害者手帳をお持ちの方

**協力料金** 700円/時間

**活動日時** 月～金曜日(祝日、12月28日～1月5日、8月13日～16日を除く)  
午前9時～午後5時(目安として、月5時間程度)

**その他** 運転講習会を受講してからの活動開始となります。詳しくはお問い合わせください。

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期限** 8月30日(金)

### ⑮ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市下水道課(内線71140) 市資源循環課(内線129)

(公社)茨城県水質保全協会 TEL 029-291-4000 県環境対策課 TEL 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律で義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんのご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ぱっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから4～9か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

#### 一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

**市職員を名乗る電話で「還付金」「ATM」と聞いたら詐欺を疑ってください。**